

会津若松市上下水道局制限付一般競争入札に係る審査要領

(平成 19 年 12 月 28 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

会津若松市上下水道局が制限付一般競争入札の方法により発注する工事、測量、設計及び印刷業務の入札における入札参加資格の審査方法については、会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領（平成 19 年 12 月 7 日決裁）の例による。この場合において、第 1 条中会津若松市（以下「市」という。）とあるのは、会津若松市上下水道局（以下「上下水道局」という。）と、第 2 条及び第 3 条中「市」とあるのは「上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。